

○常磐短期大学学友会会則

1966年 4月15日

学友会

改正 2008年 4月 1日

(名称)

第1条 本会は常磐短期大学学友会と称する。

(目的)

第2条 本会は本学学生の充実、向上を図るため、相互の協力により、課外活動における学術の研究ならびに趣味の助長を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本学に在籍する学生は、すべて会員とする。

(構成)

第4条 本会は、最高議決機関として学友会会議および最高執行機関として執行部を置く。

② 学友会会議は、クラス、各サークルより選出された学友委員によって構成される。

③ 本会は、次の委員会を置く。

- 1 執行委員会
- 2 ときわ祭実行委員会
- 3 卒業アルバム委員会
- 4 卒業準備委員会

(学友会会議)

第5条 学友会会議は議長がこれを招集する。また、学友委員の3分の1以上の要請があった場合、議長は10日以内に会議を招集しなければならない。

② 成立 会議は学友委員の3分の2以上の出席にて成立する。

③ 学友会会議は次の事項について決議する。

- 1 本会則の変更
- 2 予算ならびに決算の承認
- 3 本会年度間行事の承認
- 4 サークルならびに同好会の新設、改廃
- 5 その他の重要事項

④ 決議 議事は委任状を含め、学友委員の過半数の賛成にて可決する。

⑤ 事務は、執行部が行う。

(執行委員会)

第6条 執行委員会は、各種委員会を統括し、執行部の運営方針を決定する。

② 執行委員会は次の者で構成される。

- 1 執行部（学友会会長、学友会副会長、会計、書記）
- 2 ときわ祭実行委員会委員長
- 3 卒業アルバム委員会委員長
- 4 卒業準備委員会委員長

（執行部）

第7条 執行部は学友会会議において承認をうけた役員によって構成する。新役員は12月に決定し、承認された新役員（1年生）がこれにあたる。

② 執行部は、次の役員をもって構成される。

- 1 学友会会長 1名
- 2 学友会副会長 1名
- 3 会計 2名
- 4 書記 1名

③ 執行部役員の任期は12か月とする。

④ 執行部は、運営の結果について監査を受け、その結果について学友会会議に報告し、承認を受けなければならない。

⑤ 執行部は、学友会会議の承認を受けた運営の結果について、公示しなければならない。

（会長）

第8条 会長は本会を代表し、会務のすべてを統轄する。学友会会議および執行委員会を招集し、その議長となる。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。

（運営監査委員）

第9条 運営監査委員は、運営の結果等（会計報告も含む）について監査することができる。運営監査委員は学友委員の中から2名選出する。ただし、執行部に所属する学友委員はなることはできない。

（会計）

第10条 本会の経費は会費およびその他の収入をもってこれにあてる。

- 1 本会の会費は年額6,000円とし全額4月中に納入しなければならない。
- 2 本会の会計はすべての資金を管理し正当なる請求書により支出するものとし、他はすべて執行委員会の承認を必要とする。ただし、緊急支出の場合は会長の承認をうける。
- 3 本会の会計は毎学期1回以上運営監査委員の監査をうける。
- 4 会員の不慮の災害、その他特別な事故の生じた時は執行委員会の決議によって会費を免除することができる。
- 5 本会員に対する慶弔、見舞等は別にこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、1986年7月1日から施行する。
- 2 この改正会則は、1991年4月1日より施行する。
- 3 この改正会則は、1992年4月1日より施行する。
- 4 この改正会則は、2008年4月1日より施行する。